

いつもお世話になっております。
花便りが各地から聞こえてくる季節となりました。
新しい生活が実り多きものになりますようお祈りいたしております。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

～トピックス～

1. 相続時精算課税の普及が戦略
2. 税務カレンダー（2023年4月税務）
3. DX推進とは何をするのか
4. 1月以降退職者の住民税特別徴収…

相続時精算課税の普及が戦略

◆相続時精算課税制度は評判悪し

相続時精算課税制度は、贈与額が2500万円に達するまでは贈与税がかからず、2500万円を超えた部分は贈与税率20%で課税される制度ですが、贈与者死亡時の相続税は、相続時精算課税の適用を受けた受贈財産の価額と相続や遺贈により取得した財産の価額との合算額を基に計算し、既に納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額を控除して算出します。

なお、次に掲げるようなデメリットがあり、この制度の積極的な活用の呼びかけは少なく、利用者の数も限られていました。

◆現行相続時精算課税制度のデメリット

- (1) 暦年課税制度に戻ることが出来ない
- (2) 基礎控除の制度がなく110万円以下の贈与でも贈与税の申告が必要
- (3) 少額でも贈与税申告書の提出漏れには20%の加算税
- (4) 受贈財産が災害等で滅失しても考慮されない
- (5) 不動産だと小規模宅地の特例が使えず、不動産取得税の負担があり、登録免許税も相続時より高い
- (6) 相続税の物納には使えない
- (7) 贈与者である祖父の死亡前に相続時精算課税制度適用者である父が死亡したような場合、その相続人となる

子は、父の相続に係る相続税の負担と、承継した父の相続時精算課税制度適用による納税義務の負担との二重課税となる

◆デメリット部分解消への税制改正

今年の税制改正で、上記の(2)～(4)について見直しが行なわれることになりました。

1. 相続時精算課税制度内に110万円の基礎控除制度が設けられ、毎年の特典贈与者からの贈与額からその基礎控除が引かれるとともに、その範囲内の贈与は申告不要とされ、相続に際しては、課税価格に加算される相続時精算課税受贈財産の価額は、先の基礎控除をした後の残額となります。110万円以下の毎年贈与だったら、暦年課税の3年内贈与加算相当部分も圧縮され、より優遇です。
2. 相続時精算課税で受贈した土地・建物が相続税申告時までに災害により滅失等の被害を受けた場合は、相続税の申告での課税標準への加算額から当該被害額を減額することとされました。

今後、相続時精算課税制度の利用が大幅に増加することが予想されます。

2023年4月の税務

4月10日

- 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

4月17日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

5月1日

- 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
- 2月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 8月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算

法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

- 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

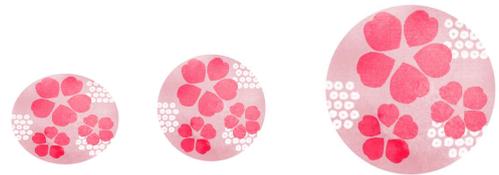
○軽自動車税(種別割)の納付(4月中において市町村の条例で定める日)

○固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付(4月中において市町村の条例で定める日)

○固定資産課税台帳の縦覧期間(4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間)

○固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出(市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等)

DX推進とは何をするのか



◆中小企業が取り組むべき課題の1つ

デジタルトランスフォーメーション(以下DX)とは、ITを活用して事業を抜本的に変革することをいいます。従来のIT活用がコスト削減や業務効率化を主目的とする一方、DXは業務プロセスだけでなく企業活動全体のデジタル化を目指し、売上げ増や顧客体験向上といった「攻め」の要素を含む取り組みを指しています。

前提としてなぜDXに取り組む必要があるのか、その目的をはっきりした上で進めることが重要です。目的が手段化すると、システムを導入したもののうまく使われない等の事態も起こり得ます。

◆企業規模で違う取り組み状況

DXの進捗は企業規模で大きく異なり、中小機構が2022年に発表した調査結果によると従業員規模101人以上の企業においてDXに「既に取り組んでいる」「検討している」と回答したのは57%でしたが、20人以下の企業では13%でした。規模が小さくなるほどDXへの取り組みが進んでいません。DXを理解する人材、投資余力が乏しいという状況です。

一方、コロナ禍で加速した新しい生活様式でテレワークの導入が推進されたり、密を避けるため等、新しいビジネススタイルが誕生してきました。

◆DX推進の環境変化

中小企業でもDXに取り組む環境が徐々に整いつつあります。ここ数年個別業務に対応するDX関連クラウドソリューションが続々登場したことにより、個別業務ごとにスピーディーにDXを進めることが可能になりました。まず自社の数年後のありたい姿(働き方、組織図、商品、売上げ、稼ぎ方、自社の在り方等)を定義します。その後そこに向けた業務プロセスごとに課題とITソリューションの全体像を考えます。全体像を描きながら個別業務のIT化を進めていきます。コスト削減できることからIT化を導入しましょう。

優先度の高いものから導入を進めていくことで投資効果も高められるでしょう。そのあと業務効率によって生み出した時間を今ある顧客データ、商品データなどをシステム化で分析し、DXを進め攻めの営業で売上げ増につなげ、会社の利益に結び付けていけることがDXの目的でしょう。

1月以降退職者の住民税特別徴収の継続と一括徴収の分岐

◆退職後に勤務が継続か否かで変わってくる

個人の住民税は、その年1月1日居住の市町村から前年の所得を基に課税されます。納税は、給与所得者の場合、給与支払者により、6月から翌年5月までの給与から「特別徴収」され納税されます。

退職した場合、退職日が6月1日から12月31日までであるときは、退職の月までは「特別徴収」により給与から天引きされますが、その後は「普通徴収」に切り替わり、自身で市町村に納付することになります。ただし、次の勤務先で「特別徴収継続」の手続きをすれば翌月分以降は新たな勤務先から継続して特別徴収・納付となります。

では、退職日が1月1日以降の場合はどのような手続きになるのでしょうか？

◆特別徴収継続か一括徴収かの分岐点

(1) 退職後も継続し勤務先がある場合

退職日が1月1日から4月30日までの場合で、退職後も次の勤務先（＝給与支払者）があるときは、退職月の翌月10日までに「特別徴収継続」の手続きをすれば翌月分以降は新たな勤務先から継続して特別徴収・納付となります。

退職日が5月1日から5月31日までの場合は、5月分のみですので、通常通りの住民税額が最後の給与から徴収されます。

(2) 勤務先がないか空白期間がある場合

退職後次の勤務先が決まっていなかったり、決まっても次の給与までに空白期間があったりする場合は、退職する会社が5月分までを一括徴収し納付しなければならないこととなっています。

ただし、退職時点で支給される給与や退職金から一括徴収額を差し引きしても納付額が足りない場合は、その分の金額を普通徴収で納付することになります。

◆特別徴収継続の場合は速やかに手続きを！

いつの時点で退職するにせよ、「特別徴収継続」の手続きは、「給与所得者異動届出書」を提出することにより行われます。旧会社ではそれまで特別徴収して納付した金額の実績を記載し、新会社では今後の特別徴収と納付を行う旨の記載をします。この届出書は会社を通して提出することになりますので、新旧会社の給与計算担当者によく相談して、書類の不備や理解不足による住民税延滞にならないよう注意が必要です。